

# 第1部

## 総論



# 第1部 総論

## 第1章 計画の概要

### 1. 計画策定の背景と趣旨

「障がい者」とは、一般に、身体障害・知的障害・精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障がいがあり、障がいおよび社会との関わり方によって生活や仕事に制限を受けている人とされています。

厚生労働省が2022（令和4）年4月に発表した障がい者の総数は1,160万2千人となっており、2018（平成30）年に比べ約223万6千人増えています。複数の障害を併せ持つ者もいるため、単純な合計にはならないものの、国民のおよそ9.2%が何らかの障害を有していることになり、いずれの区分も障害者数は増加の傾向にあります。

国では、2011（平成23）年の障害者基本法の改正をはじめ、2012（平成24）年の障害者自立支援法の改正（障害者総合支援法に改称）、障害者差別解消法の制定、2013（平成25）年の障害者雇用促進法の改正等、これまで様々な国内法の整備を進めてきました。2014（平成26）年に批准された障害者権利条約に基づく制度改革では、「障がい」は個人の問題ではなく社会が作り出しているという、いわゆる「社会モデル」の考え方が反映され、また、新たに「合理的配慮」の概念が盛り込まれるなど、障がい者を“社会の対等な一員である“権利の主体””として、自らの意思によって社会、経済、文化その他あらゆる分野への参加を促進するための改革が進められました。

さらに、2016（平成28）年の障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正（2018（平成30）年施行）では、都道府県や市町村に対し、障がい児支援の提供体制を計画的に整備するために「市町村障害児福祉計画」の策定が義務づけられました。これを受け、本村では、2018（平成30）年に「東海村障害者計画」、「東海村障害者福祉計画」、東海村障害児福祉計画」策定しています。

その後も、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」、「改正障害者総合支援法」など障がい者に関する法整備が進められ2024年（令和6）年には障がい者に対する「合理的配慮」の提供を国や自治体のみならず民間事業者にも義務化した「改正障害者差別解消法」が施行されます。その間、2023（令和5）年5月、国は、2024（令和6）年度を初年度とする第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の策定に係る新たな基本指針を定めました。基本指針では、都道府県・市町村に対し、引き続き地域共生社会の実現に向け、障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する基本的事項や成果目標を示し、地域の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組むことを求めています。

今般の基本指針の改正を踏まえ、本村では、国の成果目標の達成とともに、新たなニーズや関連法へ対応するために、本村の障がい者及び障がい児施策の方向性を定める「東海村障害者計画」、「東海村障害福祉計画（第7期）」及び「東海村障害児福祉計画（第3期）」を策定します。

## 2. 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法第11条第3項で定める「市町村障害者計画」と障害者総合支援法第88条第1項で定める「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20で定める「市町村障害児福祉計画」を法的根拠とし、これら3計画を一体的に策定するものです。

「東海村障害者計画」は、本村の障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な理念や施策の方向性を定める計画として位置付けられます。

「東海村障害福祉計画（第7期）」及び「東海村障害児福祉計画（第3期）」は、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、具体的な数値目標やサービスの提供方法を定める計画として位置付けられます。

策定に当たっては、国の「障害者基本計画」の動向を踏まえるとともに、県の「第3期新しいばらき障害者プラン（茨城県障害者計画・茨城県障害福祉計画・茨城県障害児福祉計画）」との整合性を図った上で策定します。

また本プランは、「東海村第6次総合計画」（2020（令和2）年度～2024（令和6）年度）の福祉分野における個別計画の1つであり、総合計画との政策・施策との整合性についても意識して策定しています。

計画名		根拠法令	計画の性格	計画の内容
東海村 障がい者 プラン	東海村 障害者 計画	障害者基本法 第11条第3項	村における障がい者に関する総合的な施策を定める基本計画	保健、医療、福祉、雇用、教育、就労、啓発・広報等障がい者に関するあらゆる分野の施策
	東海村 障害福祉 計画	障害者総合支援 法第88条第1 項	必要な障害福祉サービスや障害児に関するサービス等を計画的に提供するための実施計画	障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標や見込量
	東海村 障害児 福祉計画	児童福祉法 第33条の20		障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標や見込量

### 3. 計画の期間

本計画の期間は、2024（令和6）年度から2026（令和8）年度の3年間とします。ただし、計画期間中においても国の制度改正等があった場合には適宜見直しを行うこととします。

	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	
総合計画			村第6次総合計画(2020～2024年度) 【輝くSONZAI つながるTOKAI】					(仮)村第7次総合計画 (2025～2029年度)			
障がい者 プラン	令和6年度～令和8年度（2024年度～2026年度）										
	東海村障がい者プラン ●村障害者計画・村障害福祉計画（第5期） ●村障害児福祉計画（第1期）			東海村障がい者プラン ●村障害者計画・村障害福祉計画（第6期） ●村障害児福祉計画（第2期）			東海村障がい者プラン ●村障害者計画・村障害福祉計画（第7期） ●村障害児福祉計画（第3期）				

### 4. 計画の策定体制

#### (1) 外部委員との策定協議の実施

本計画の策定に際しては、より地域の実情等に配慮し、課題抽出から評価まで一貫して対応することで計画の実効性を高める観点から、障がい者が住み慣れた地域で自立した日常生活及び社会生活を送れるよう、地域の障がい福祉に関し中核的な役割を果たす機関である「東海村障がい者総合支援協議会」において、協議及び検討を行いました。

協議及び検討に際しては、これまでの取組みを継続しながら、国の制度改正等の動向を注視し、実効性を意識した計画策定に注力しました。計画期間中においても引き続き、協議会を核とし、目標達成に向けた具体的な支援策について検討を重ねるなど、計画の実効性の確保を図ることとします。

#### (2) アンケート調査等の実施

本計画の策定に当たり、障がい者の生活状況等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として、2023（令和5）年8月に障害者手帳所持者等及び村民を対象としたアンケート調査を実施しました。（調査結果は「第2章 東海村の障がい者を取り巻く現状」-「5. アンケート調査結果」（22ページ以降）を参照。）

#### (3) 意見公募手続（パブリックコメント）の実施

東海村意見公募手続実施要綱（平成20年東海村告示第21号）の規定により、2024（令和6）年1月24日（水）から2月14日（水）までの期間において、意見公募手続を実施しました。

## 5. 計画の推進体制

### (1) 連携体制

#### ① 庁内組織との連携

庁内においては、障がい者の健康、保健、医療、生涯学習、産業まちづくり等を担う関係各課による横断的な連携体制を強化し、本村の地域の実情に合った施策を展開します。

#### ② 関係機関や事業所との連携

これまでの行政サービスや障害福祉サービスだけでは、障がい者の自立や利用者本位によるサービス提供、家族等への支援等が困難な部分もあります。

障がい者や家族が地域で生活することへの安心感を高めるためには、障がい者団体やボランティア団体による活動、NPO活動、そして多くの地域住民の理解と協力を促進し、きめ細やかなサービス提供や情報提供体制を確立する必要があります。「東海村障がい者総合支援協議会」の場をはじめ、様々な機会をとらえ関係機関との連携を図ります。また、障がいサービス事業者が適正な運営とサービスの質の向上を図るよう、指導、助言等を行い、事業者の取組を支援します。

#### ③ 地域の人々との連携

地域住民、ボランティア、福祉関係団体、サービス事業者、医療機関等と行政とが、それぞれの役割を果たしながら協力し、障がい者が地域で安心して生活できる地域包括ケアシステムの実現を目指します。

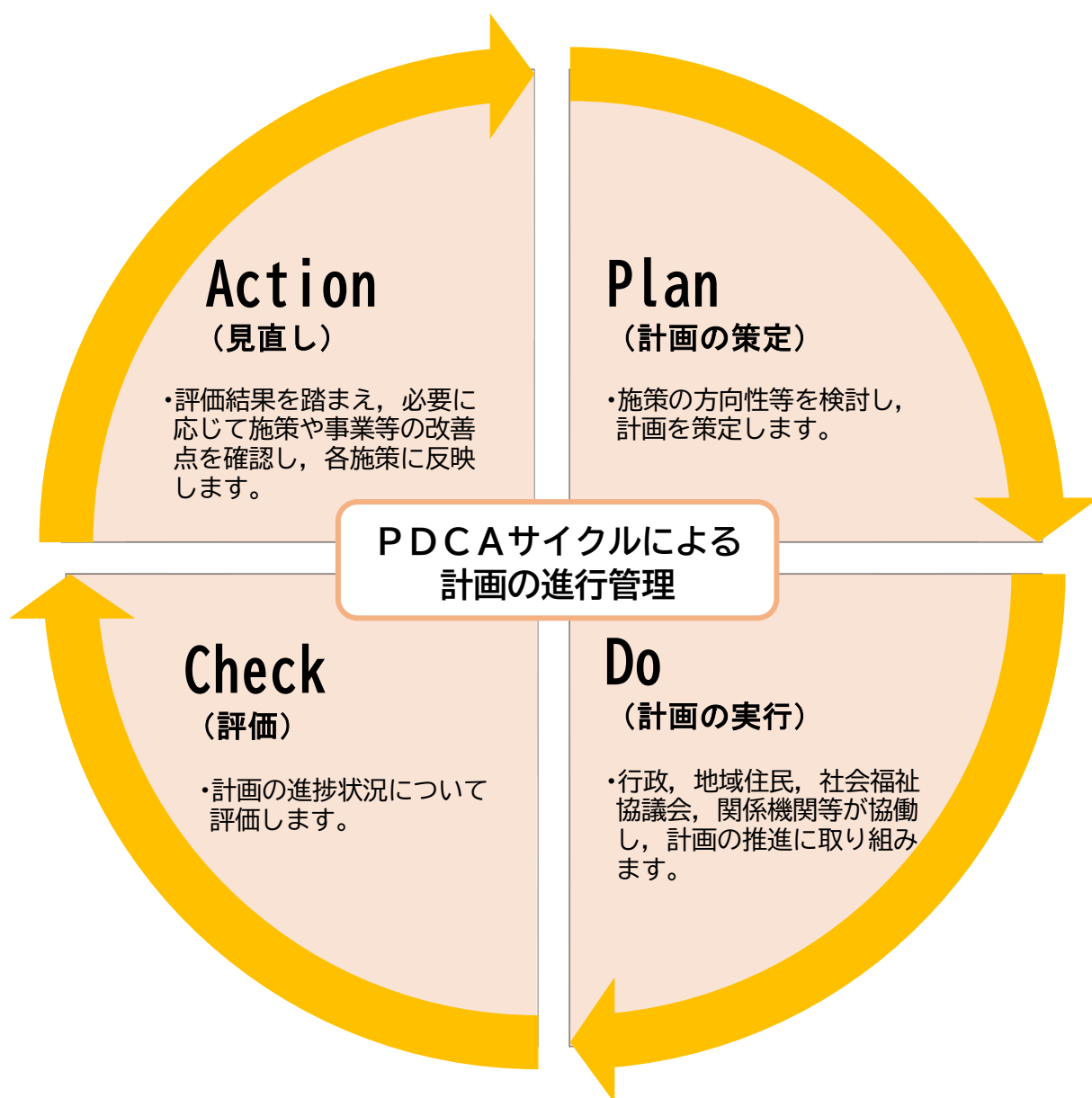
また、地域の将来を担う子どもたちが福祉について正しく理解するための福祉教育に取り組むと共に、地域の人々が福祉に対する意識を高め、福祉活動に積極的に参画することができるよう、地域福祉の理念に基づき、地域全体で福祉を支えていく仕組みの構築を図ります。

## ②点検・評価

計画をより具体的なものとするため、また、計画の実施がその目的に照らして効果的であるかどうか等を検証するためには、実施状況等の点検が不可欠です。

計画の進行管理は、計画の進捗状況の把握・点検と目標達成状況の評価を行い、取組の改善につなげていきます。計画に基づく障がい者施策の推進にあたっては、様々な社会状況等を踏まえながら、「Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）」を行うことにより目標の実現を目指します。

評価については、事業の実績や指標等を用いて評価を実施し、必要に応じて計画の見直しを行います。その後、計画期間の最終年度において、総括的な最終評価を行います。



## 第2章 将来像と基本目標

### 1. 計画の将来像

「東海村第6次総合計画 輝くSONZAI つながるTOKAI ～共に生き 共に育つ しなやかで活力あるまち～」では、各分野に共通する取組の柱として「取組の柱1 未来を担う人づくり」を、また障がい福祉の分野については「取組の柱3 安心して暮らし続けることができるまちづくり」との政策目標を定めています。

本計画においても、「東海村第6次総合計画」の政策目標と整合を図り、一人ひとりが共に生きる喜びを感じ合える地域社会の実現を目指します。

#### ■東海村の障がい福祉分野に係る将来ビジョン

### 障がい者が安心して暮らせるまちをつくる

#### ■将来ビジョンの実現に向けた基本目標

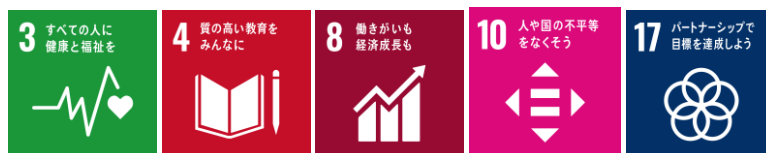
1. 障がい者の社会参画と自立への支援
2. 障がい者の医療・福祉の充実
3. 障がい者が尊重され、安全・安心して生活できる環境づくり



## 2. 基本目標

将来像を具体化していくため、また、これまでの取組みを継続的に実施するため3つの基本目標を掲げ、障がい者福祉施策の総合的な推進を図ります。

### 基本目標1 障がい者の社会参画と自立への支援



#### ■施策の方向性1■ 就労支援の充実と社会参加の促進

障がい者が地域で働くことは、経済的自立のためだけでなく、自己実現や主体的に生きがいある生活を送るために重要です。

そのため、各種支援や制度の活用を図りながら、行政や民間事業所での雇用を促進し、就業の拡大に努めます。また、一般企業等への就職が困難な人への福祉的就労の場の確保・充実を図るとともに、関係機関と連携しながら、障がい者が就業や通所を安定的に続けていくための支援に努めます。

また、障がい者の多様な社会活動への参加を促進するため、文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動の振興等に取り組みます。

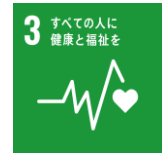
さらには、これらの実現を目指し、村民や様々な分野の団体等と連携し、障がい者をあらゆる主体が支える体制づくりを進めます。

#### ■施策の方向性2■ 障がい児の教育・育成支援の充実

障がい児の最善の利益を考慮しながら、安心して地域の中で生活できるよう支援していくとともに、障がいの特性や状況に応じた保育・教育体制の整備が必要です。

そのため、障がい児やその家族に対する相談・支援体制の充実を図り、個々の状況に応じた保育・教育環境づくりに努め、ライフステージに沿って相談支援センター、子育て世代地域包括支援センター、子ども発達支援センターや学校等をはじめ、福祉、保健、教育等の関係機関が連携し、障がい特性やニーズに応じた支援体制を確保します。

## 基本目標2 障がい者の医療・福祉の充実



### ■施策の方向性1■ 医療・保健の充実

障がい等の予防と早期発見，療育，治療，医学的リハビリテーションは，障がい者の健やかな暮らしを支えていく上で，最も重要な課題の一つです。

そのために，障がいの原因の一つとなる疾病等の予防，早期発見・早期療育・早期治療を図るとともに，障がい者の心身の健康の維持・増進・回復を図ります。

### ■施策の方向性2■ 障害福祉サービス等の充実

障がい者の生活上の困難は個人によって異なり，個々のニーズに応じた生活の相談支援や福祉サービスの充実を図る必要があります。

そのため，障がい等の状況に応じて適切な支援が受けられるよう，訪問系サービスの充実や日中活動の場の確保による社会参加の促進，住み慣れた地域で安心して暮らせる居住支援等，障害福祉サービス提供体制を確保します。

## 基本目標3 障がい者が尊重され，安全・安心して生活できる環境づくり



### ■施策の方向性1■ 障がいに対する理解啓発と権利擁護の推進

障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の趣旨に基づき障がい者への偏見や差別の解消，虐待防止，さらには障がい者の権利を守るための取組等を総合的に推進することが求められます。

そのため，あらゆる場面における障がい者への差別や虐待の防止，解消に向け，障がい者が尊重され，地域で安心して暮らすことのできる環境づくりに取り組みます。また，障がい者をあらゆる主体が支える体制づくりの実現に向けた理解啓発を推進します。

### ■施策の方向性2■ 安心して暮らせる生活環境づくりの推進

障がい者，非障がい者であることにかかわらず，誰もが安心して暮らせるようバリアフリーやユニバーサルデザインの視点を踏まえたまちづくりや情報アクセシビリティの向上，生活環境の支援，心のバリアフリー等を推進します。

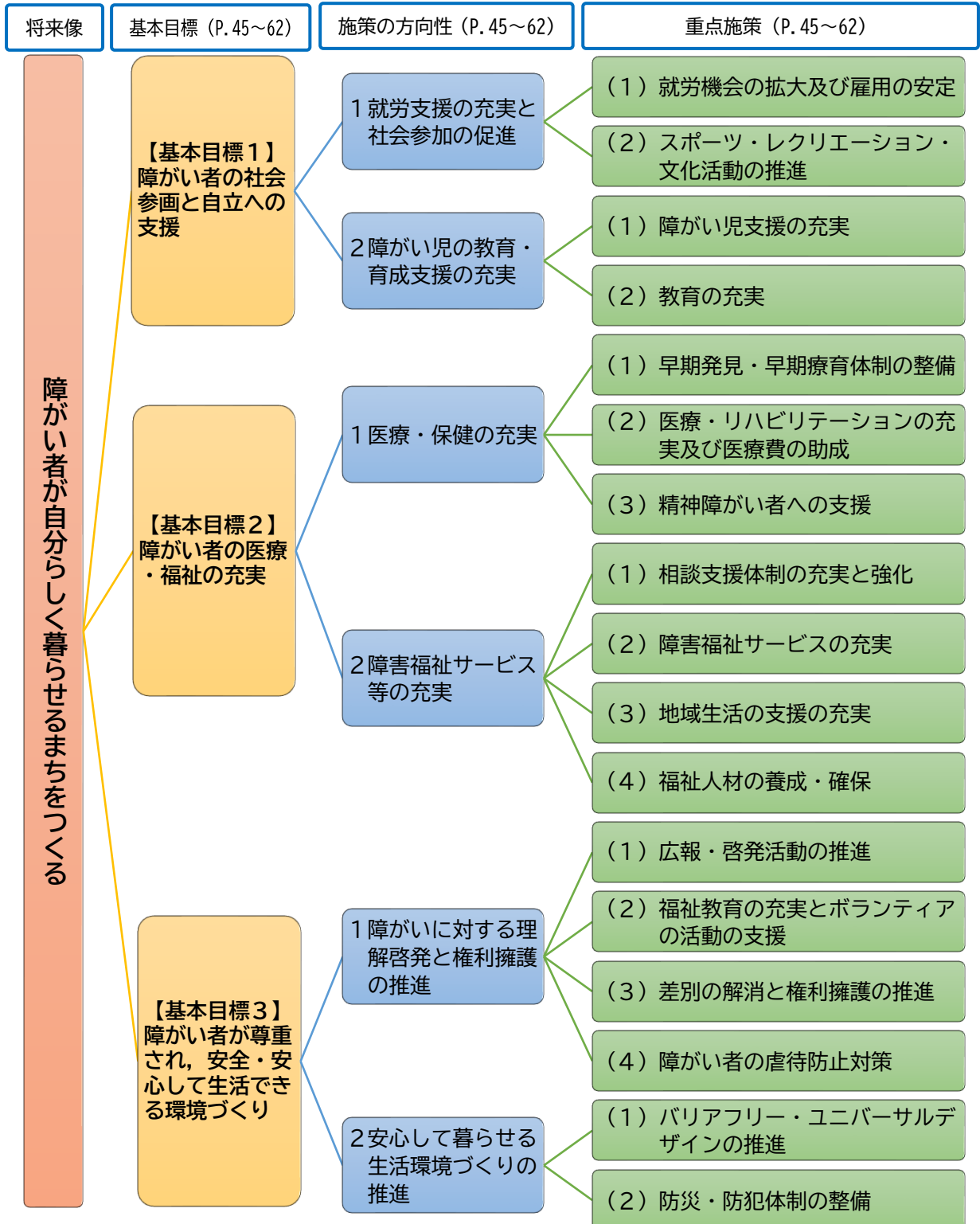
また，地域住民や関係機関との連携を図りながら，防災対策や防犯対策の充実に取り組みます。

### 3. 体系図

障害者計画は、国の障害者基本計画に基づく障害者福祉施策全般にわたる総合計画です。

また、障害福祉計画・障害児福祉計画は、障害者計画の中の障害福祉サービス等に関する計画となっています。

■ 東海村障害者計画（障害者基本法による）（詳細は「第2部」（43ページ以降）を参照。）



■ 東海村障害福祉計画（第7期）・東海村障害児福祉計画（第3期）（障害者総合支援法や児童福祉法等によるサービス）（詳細は「第3部」（63ページ以降）を参照。）

成果目標（P. 65～73）	障害福祉サービス等の見込量（P. 74～102）
<p>1 2 3 4 5 6 7</p> <p>施設入所者の地域生活への移行 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 地域生活支援拠点等が有する機能の充実 福祉施設から一般就労への移行等 障がい児支援の提供体制の整備 相談支援体制の充実・強化 障害福祉サービス等の質の向上</p>	<p><b>障害福祉サービス等</b></p> <p>1 訪問系サービス</p> <p>2 日中活動系サービス</p> <p>3 居住系サービス</p> <p>4 相談支援</p> <p>5 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <p>6 相談支援体制の充実・強化のための取組</p> <p>7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組</p> <p>8 発達障がい者等支援</p> <p>9 障がい児向けサービス</p> <p>10 その他のサービス</p>
	<p><b>地域生活支援事業</b></p> <p>1 相談支援事業等</p> <p>2 成年後見制度利用支援事業</p> <p>3 意思疎通支援事業</p> <p>4 日常生活用具給付事業</p> <p>5 移動支援事業</p> <p>6 手話奉仕員養成研修事業</p> <p>7 その他支援事業</p> <p>8 自動車運転免許取得費及び改造費助成事業</p>
	<p><b>東海村独自の支援事業（毎年度検討→実施）</b></p>

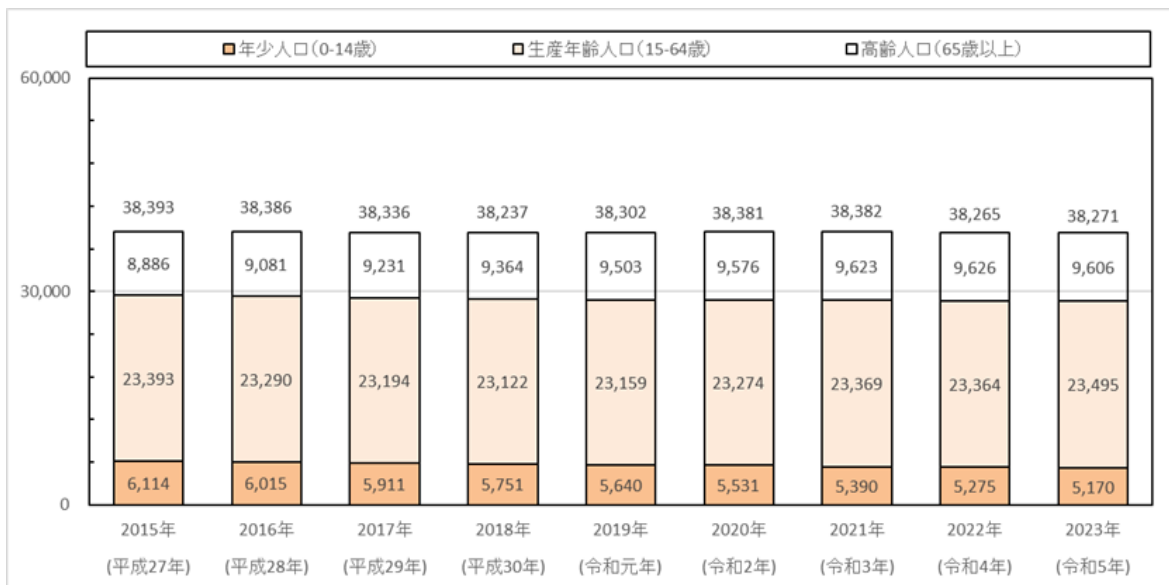
# 第3章 東海村の障がい者を取り巻く現状

## 1. 人口等の状況

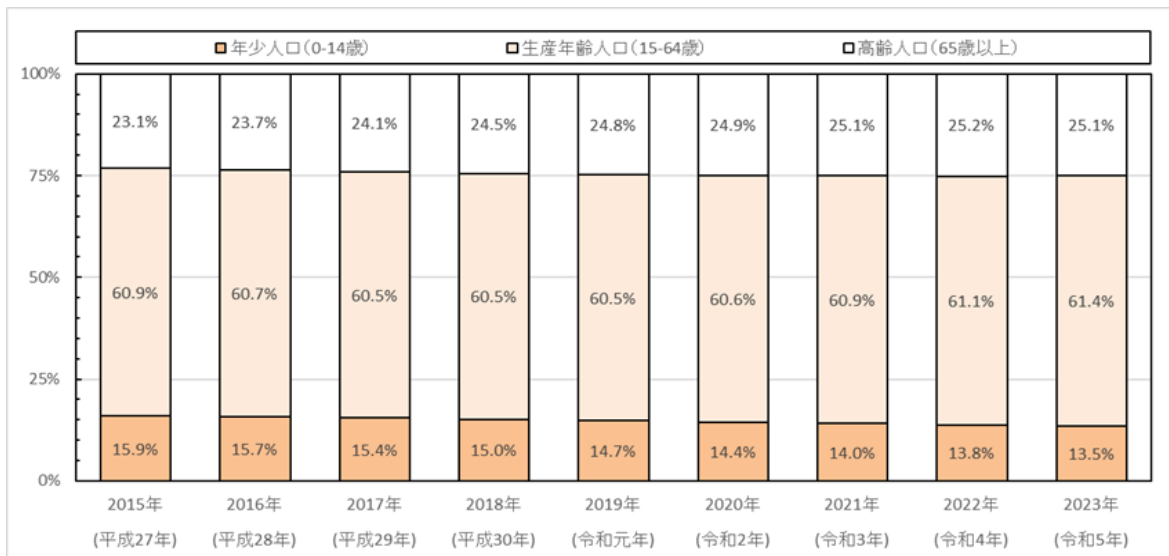
・本村の人口は、2023年（令和5）年4月1日現在で38,271人となっており、近年はほぼ横ばいで推移しています。

・また、年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口の占める割合が減少傾向にある一方で高齢者人口の占める割合（高齢化率）は増加傾向にあり、今後は少子高齢化に伴う人口の減少は避けられないものと考えられます

### ■ 人口の推移



### ■ 年齢3区分割合の推移



資料：住民基本台帳（各年度末の3月31日現在）

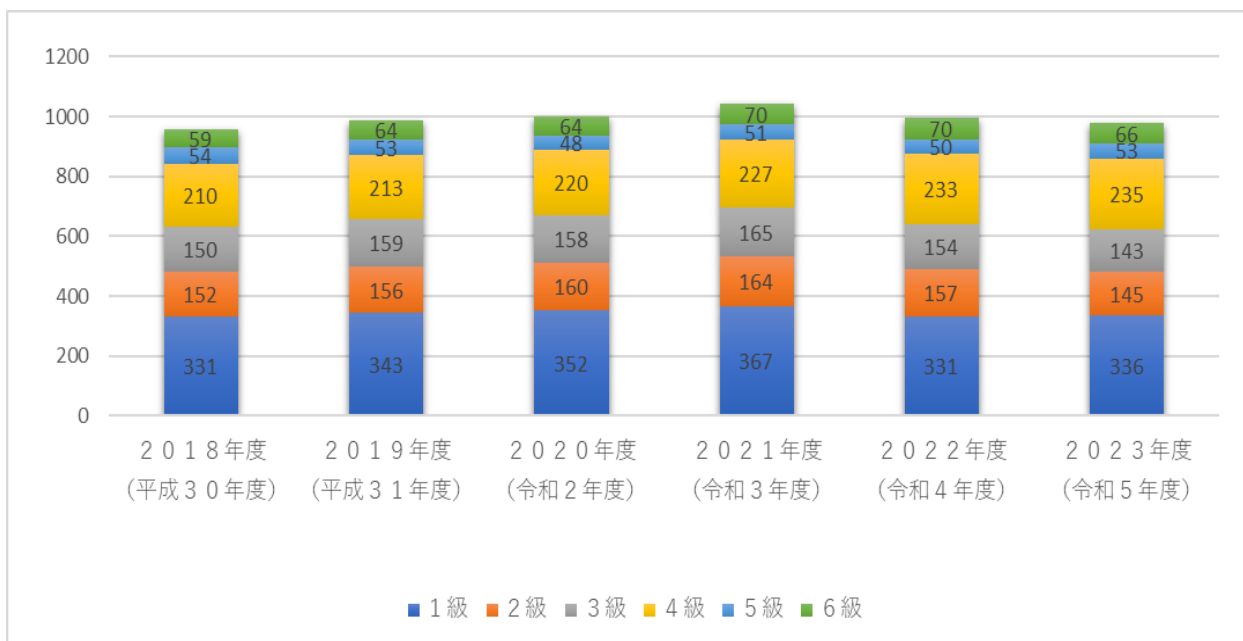
## 2. 障がい者数の推移

### (1) 身体障害者手帳所持者数の推移

・身体障害者手帳所持者数は、2023（令和5年）年3月末で978人となっています。

・手帳の等級については、いずれの年も1級が33～35%強の割合で最も多くなっています。

#### ■ 身体障害者等級別手帳所持者数の推移



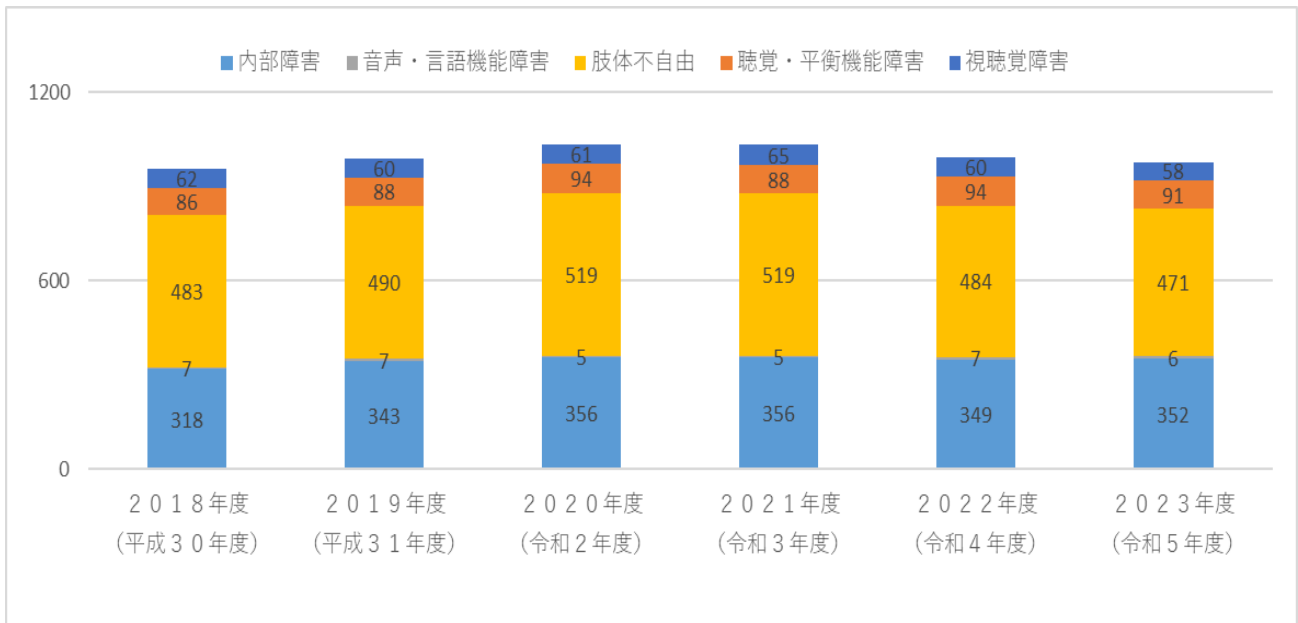
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
等級別	1級	331 34.6%	343 34.7%	352 35.1%	367 35.2%	331 33.3%	336 34.4%
	2級	152 15.9%	156 15.8%	160 16.0%	164 15.7%	157 15.8%	145 14.8%
	3級	150 15.7%	159 16.1%	158 15.8%	165 15.8%	154 15.5%	143 14.6%
	4級	210 22.0%	213 21.6%	220 22.0%	227 21.7%	233 23.4%	235 24.0%
	5級	54 5.6%	53 5.4%	48 4.8%	51 4.9%	50 5.0%	53 5.4%
	6級	59 6.2%	64 6.5%	64 6.4%	70 6.7%	70 7.0%	66 6.7%
合計		956	988	1002	1044	995	978

資料：福祉行政報告例（各年度末の3月31日現在）

## (2) 身体障がい種別人数の推移

- ・身体障がいの種別は、2023（令和5年）年3月末では「肢体不自由」が48.2%で最も多くなっています。
- ・「内部障がい」も36.0%と多く、両項目の合計は84.2%と大半の割合を占めています。

### ■ 身体障がい種別人数の推移



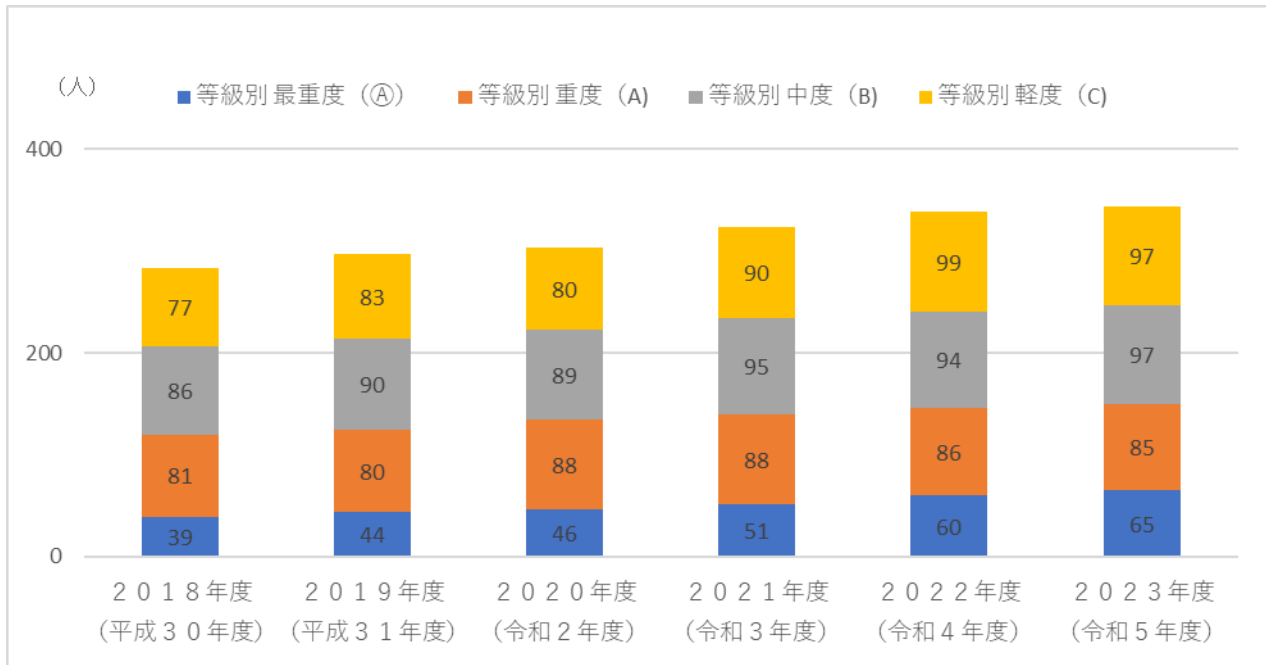
		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
等級別	視聴覚障害	62	60	61	65	60	58
		6.5%	6.1%	5.9%	6.3%	6.0%	5.9%
	音声・言語機能障害	86	88	94	88	94	91
		9.0%	8.9%	9.1%	8.5%	9.5%	9.3%
	音声・言語機能障害	7	7	5	5	7	6
		0.7%	0.7%	0.5%	0.5%	0.7%	0.6%
	肢体不自由	483	490	519	519	484	471
		50.5%	49.6%	50.1%	50.2%	48.7%	48.2%
	内部障害	318	343	356	356	349	352
		33.3%	34.7%	34.4%	34.5%	35.1%	36.0%
合計		956	988	1035	1033	994	978

資料：福祉行政報告例（各年度末の3月31日現在）

### (3) 療育手帳所持者程度別人数の推移

療育手帳所持者数は、2023（令和5）年3月末日現在で、253人となっています。程度別でみると、いずれの程度においても人数はおおむね横ばい傾向にあります。

#### ■ 療育手帳所持者程度別人数の推移



		2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
等級別	最重度 (A)	39	44	46	51	60	65
		18.3%	19.9%	20.2%	21.3%	24.3%	25.7%
	重度 (A)	81	80	88	88	86	85
		38.0%	36.2%	38.6%	36.8%	34.8%	33.6%
	中度 (B)	86	90	89	95	94	97
		40.4%	40.7%	39.0%	39.7%	38.1%	38.3%
	軽度 (C)	7	7	5	5	7	6
		3.3%	3.2%	2.2%	2.1%	2.8%	2.4%
合計		213	221	228	239	247	253

資料：福祉行政報告例（各年度末の3月31日現在）

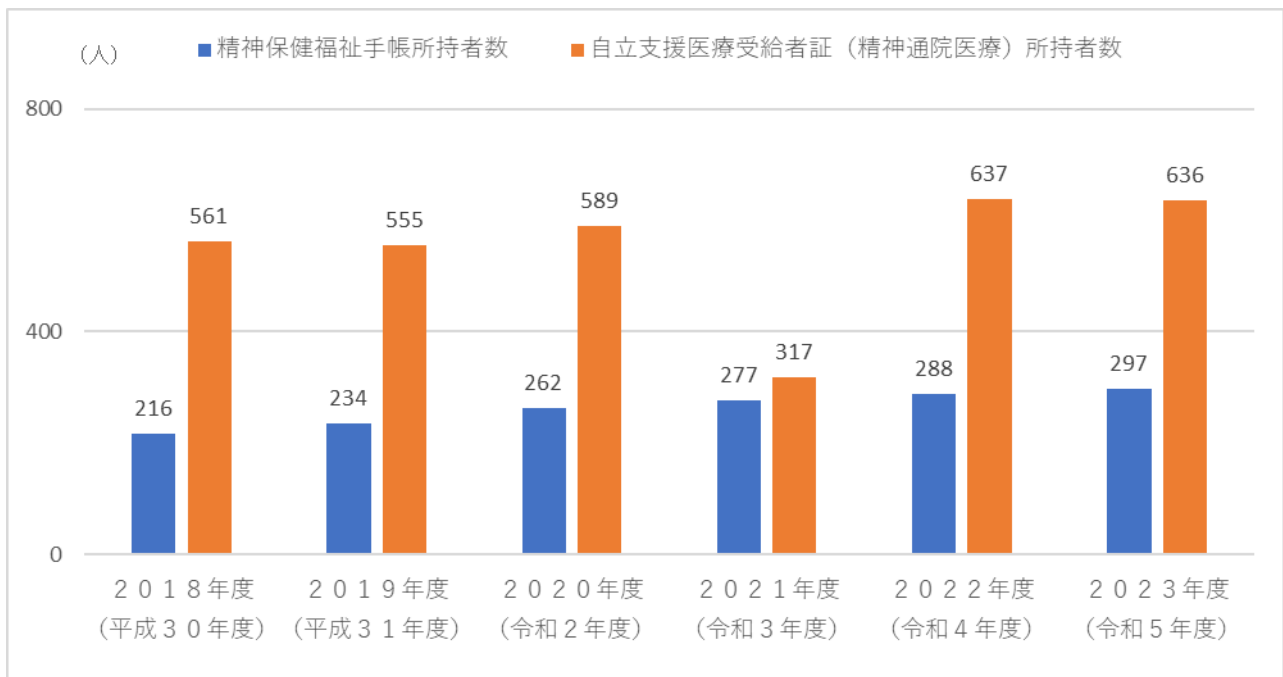


#### (4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数等の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、2023（令和5）年3月末日現在で、297人となっており、年々増加しています。

また、自立支援医療受給者証（精神通院医療）所持者数も同様に増加しており、2023（令和5）年3月末日現在では636人となっています。

##### ■ 精神障害者保健福祉手帳所持者数等の推移



	2018年度 (平成30年度)	2019年度 (平成31年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
精神保健福祉手帳 所持者数	216	234	262	277	288	297
自立支援医療受給 者証（精神通院医 療）所持者数	561	555	589	317	637	636

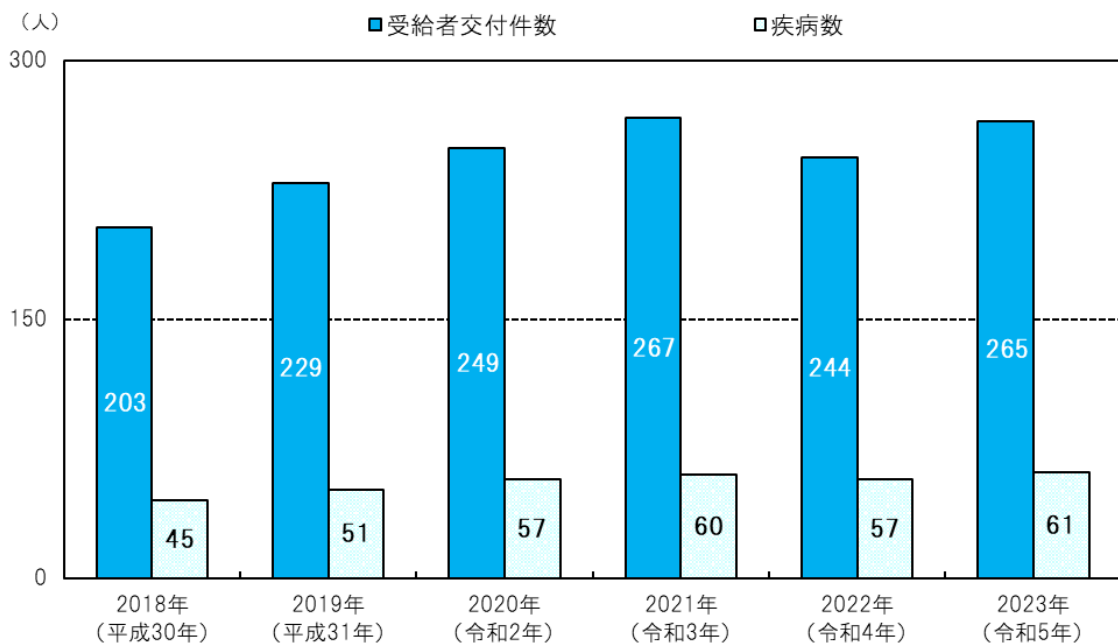
資料：福祉行政報告例（各年度末の3月31日現在）

### (5) 指定難病患者の状況

2015（平成27）年の「難病の患者に対する医療等に関する法律」（難病法）の施行により、難病患者への指定難病特定医療費助成制度が始まり、対象疾病数は年々拡大し、2024（令和6）年4月から341疾病となります。

本村の指定難病特定医療費受給者交付件数は、2023（令和5）年3月末日現在で、265人となっており、交付者の疾病数は61種類に上ります。

#### ■ 指定難病患者の推移



単位:人

	2018年 (平成30年)	2019年 (平成31年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)
受給者交付件数	203	229	249	267	244	265
疾病数	45	51	57	60	57	61

資料：茨城県ひたちなか保健所調べ（各年度末の3月31日現在）

### 3. 障がい者施設・事業者の設置及び利用状況

2023（令和5）年10月現在、村内の障がい者施設・事業所の状況は、以下のとおりです。

#### ■ 本村における村内障がい者施設の利用状況

法人名	事業所名	サービス種類	定員 (人)	利用状況(人)	
					うち村内者
独立行政法人 国立病院機構 茨城東病院	独立行政法人 国立病院機構 茨城東病院	短期入所	3		0
		療養介護	120		3
		医療型障害児入所支援	120		0
社会福祉法人 愛信会	幸の実園	短期入所	2		0
		生活介護	35		4
		施設入所支援	30		3
		就労継続支援(B型)	10		1
	第二幸の実園	短期入所	2		0
		生活介護	50		1
		施設入所支援	50		2
		就労継続支援(B型)	10		1
	栄光寮	共同生活援助	7		0
	頌栄寮		6		1
捜真寮	5			0	
雅歌寮	5			休止中	
東海村 (指定管理: 社会福祉法人 東海村社会福祉協議会)	東海村総合福祉センター障害者センター	生活介護	20		13
		児童発達支援	10		24
医療法人 愛仁会	萬有の森 障害者ショートステイ太陽	短期入所	1		0
	萬有の森 障害者グループホーム太陽	共同生活援助	7		3
	萬有の森 障害者ショートステイつりがね草	短期入所	1		2
	萬有の森 障害者グループホームつりがね草	共同生活援助	9		5
特定非営利活動法人 ドリームたんぽぽ	ドリームたんぽぽ	就労移行支援	6		1
		就労継続支援(B型)	14		6
特定非営利活動法人 東海村障がい者地域生活自立支援ネットワーク まっぼっくり	障がい者就労支援事業所 わーくるぼーぶ	就労移行支援	10		7
		就労継続支援(B型)	30		0
		就労定着支援	—		0
	グループホームみのーる	短期入所	3		2
		共同生活援助	7		3
一般社団法人 ハビネス東海	ハビネス東海 白方作業所	就労移行支援	6		0
	ハビネス東海 なごみ内作業所	就労継続支援(B型)	14		12
合同会社あこーど	あこーど東海	居宅介護	—		9
		重度訪問介護	—		1
株式会社サトウエージェンシー	ともさんか むらまつ	児童発達支援	10		3
		放課後等デイサービス	10		7
合同会社プランニングシステムズ	障がい福祉サービス事業所 端楽	就労移行支援	6		1
		就労継続支援(B型)	20		9
株式会社アルティー	らいおんハートリハビリ児童デイサービス東海村	児童発達支援	10		6
		放課後等デイサービス	10		13
	らいおんハートリハビリ児童デイサービス東海村2号館	児童発達支援	10		4
		放課後等デイサービス	10		6
常陸警備保障株式会社	訪問介護事業所 エイライフ	居宅介護	—		8
		重度訪問介護	—		0
株式会社はび・ねす	放課後デイサービスこども元気塾東海教室	放課後等デイサービス	10		16
株式会社さくらんぼ	わーくはうすプロップ	生活介護	14		1
		就労移行支援	6		1
株式会社アスイノベーション	はる風の唄	就労継続支援(A型)	10		0
株式会社PSA	障がい福祉センターばすてる工房	就労継続支援(B型)	20		2

※ 定員は2023（令和5）年10月1日現在、利用状況は同年10月の実利用者数です。

#### 4. 県内特別支援学校及び村内特別支援学級等の在籍状況

2023（令和5）年5月1日現在、県内特別支援学校及び村内特別支援学級等の在籍状況は、以下のとおりです。

##### ■ 特別支援学校及び特別支援学級等の在籍状況

単位：人

学年	特別支援学校	特別支援学級	合計
中学3年	3	17	20
中学2年	9	20	29
中学1年	2	15	17
小計	14	52	66
小学6年	4	21	25
小学5年	2	15	17
小学4年	5	10	15
小学3年	3	18	21
小学2年	5	17	22
小学1年	2	9	11
小計	21	90	111
合計	35	142	177

資料：学校教育課（令和5年5月1日現在）

## 5. アンケート調査結果

### (1) 調査概要

#### ■調査目的

「東海村障害者計画」, 「東海村障害福祉計画 (第7期)」及び「東海村障害児福祉計画 (第3期)」の策定にあたり, 障害者を取り巻く課題や障害者のニーズや要望等を把握し, 計画策定の基礎資料として活用することを目的に実施しました。

#### ■調査の方法及び期間

調査方法	調査期間
郵送による配布回収	令和5年8月11日から9月6日まで

#### ■回収状況

##### 障害者手帳所持者等アンケート調査

(身体, 知的, 精神の各手帳及び指定難病特定医療費受給者証所持者の全数調査)

内 訳	調査票発送数	回答者数	回収率
全 体 計	1, 782	751	42.1%
身体障害者		417	重複障害の方がいるため, 全体計の回答者数と障害種別合計の回答者数は, 一致しません。
知的障害者		102	
精神障害者		92	
自立支援医療 (精神通院) 患者		190	
難病患者		105	
障害種別 計		906	

※ 23ページから37ページまでのグラフ中の「自立支援医療」受給者は, すべて「自立支援医療 (精神通院医療)」受給者を指します。

##### 村民アンケート調査

対 象	調査票発送数	回答者数	回収率
無作為抽出による村民	500	154人	30.8%

## (2) 障害者手帳所持者等アンケート調査結果

### ① 障がい者の年齢

年齢では、「70歳～79歳」が23.6%と最も多く、次いで「80歳以上」が20.6%、「50歳～59歳」が12.9%となっています。

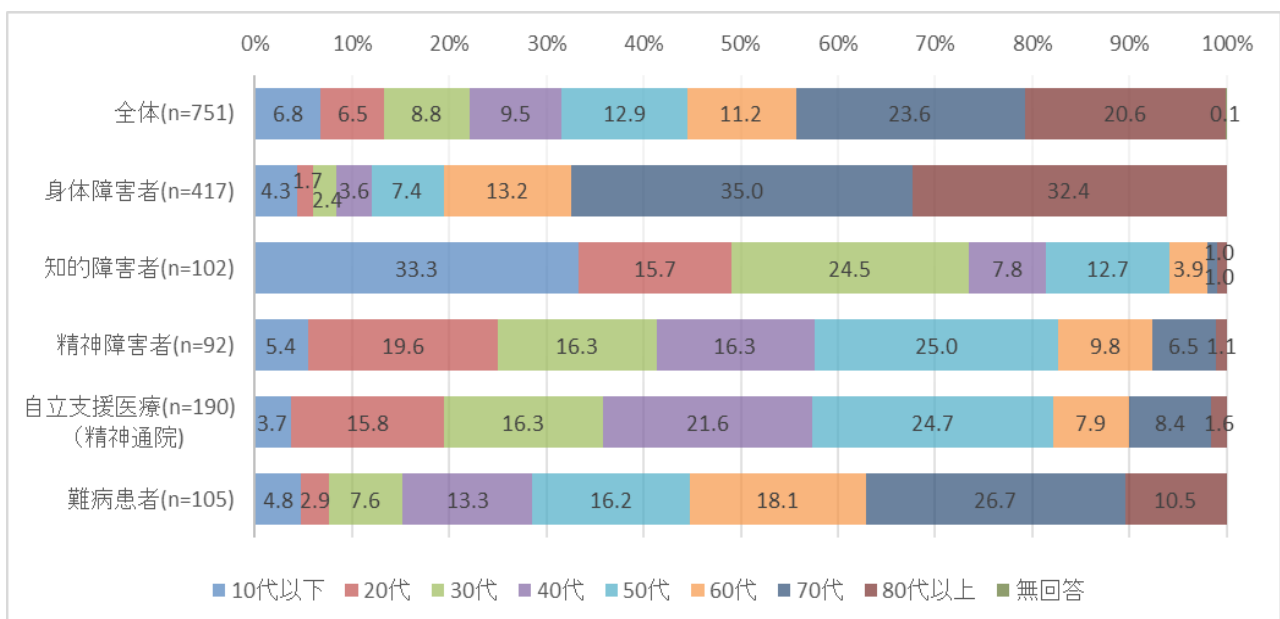
障害種別では、身体障害者は「70歳～79歳」が35.0%と最も多く、次いで「80歳以上」が32.4%となっています。

知的障害者は「0歳～19歳」が33.3%と最も多く、次いで「30歳～39歳」が24.5%となっています。

精神障害者は「50歳～59歳」が25.0%と最も多く、次いで「20歳～29歳」が19.6%となっています。

自立支援医療（精神通院）受給者は「50歳～59歳」が24.7%と最も多く、次いで「40歳～49歳」が21.6%となっています。

難病患者では「70歳～79歳」が26.7%と最も多く、次いで「60歳～69歳」が18.1%となっています。



## ② 一緒に暮らしている人

一緒に暮らしている人については、「配偶者」が36.7%と最も多く、次いで「自分の子ども（または子どもの配偶者）」が18.9%、「親」が18.8%となっています。

障害種別では、身体障害者は「配偶者」が44.8%と最も多く、次いで「自分の子ども（子どもの配偶者）」が21.9%となっています。

知的障害者は「親」が55.8%と最も多く、次いで「兄弟姉妹」が25.9%となっています。

精神障害者は「親」が38.6%と最も多く、次いで「配偶者」が19.3%となっています。

自立支援医療（精神通院）受給者は「親」、「配偶者」がともに28.8%となっています。

難病患者は「配偶者」が45.7%と最も多く、次いで「自分の子ども（子どもの配偶者）」が24.3%となっています。

(単位：%)

	全体	身体障害者	知的障害者	精神障害者	自立支援医療	難病患者
一人で暮らしている	8.5	10.0	2.0	11.4	7.7	5.7
配偶者またはパートナー	36.7	44.8	2.0	19.3	28.8	45.7
親(父、母)	18.8	8.3	55.8	38.6	28.8	14.3
兄弟姉妹	7.4	3.7	25.9	13.2	9.6	4.3
祖父母	1.6	0.7	6.1	2.6	2.3	0.7
自分の子又は子供の配偶者やパートナー	18.9	21.9	1.4	7.9	18.1	24.3
孫	3.3	5.6	0.0	0.0	0.8	1.4
その他の親族	0.4	0.2	0.7	0.9	0.8	0.0
福祉施設	1.8	2.8	0.0	0.9	0.8	1.4
グループホーム	1.8	1.1	5.4	3.5	2.3	0.7
その他	0.7	0.9	0.7	1.8	0.0	1.4

注1 複数回答のため、比率の合計は100%を超過します。

2 グラフ中の「(計： )」の表記は、有効回答者数です。22ページの回答者数と一致します。

### ③ 介助者の年齢

介助してくれる方の年齢では、「70歳代」が27.9%と最も多く、次いで「50歳代」が26.6%、「60歳代」が15.7%となっています。前回調査では、「60歳代」が19.2%「70歳代」が20.6%でした。

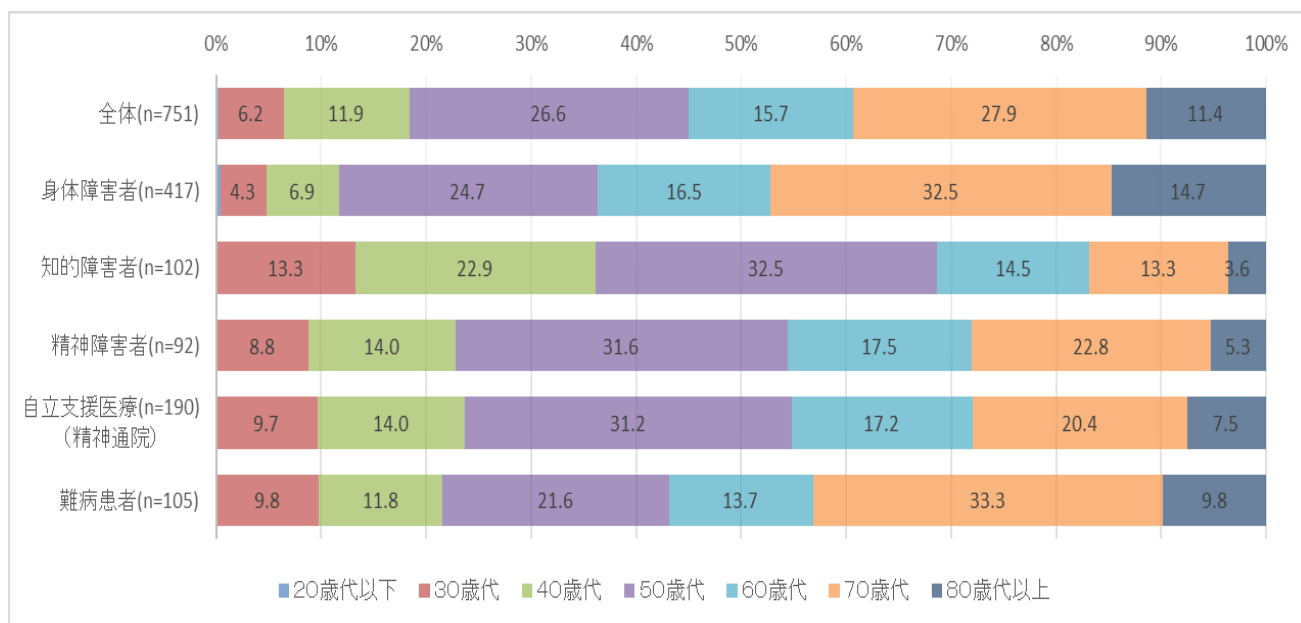
障害種別では、身体障害者は「70歳代」が32.5%と最も多く、次いで「50歳代」が24.7%となっています。

知的障害者は「50歳代」が32.5%と最も多く、次いで「40歳代」が22.9%となっています。

精神障害者は「50歳代」が31.6%と最も多く、次いで「70歳代」が22.8%となっています。

自立支援医療（精神通院）受給者は「50歳代」が31.2%と最も多く、次いで「70歳代」が20.4%となっています。

難病患者は「70歳代」が33.3%と最も多く、次いで「50歳代」が21.6%となっています。



注 グラフ中の「(計: )」の表記は、有効回答者数です。介助者がいない人や介助者の有無についての無回答は除いているため、22ページの回答者数とは一致しません。



#### ④ 利用しているサービス

現在、利用しているサービス（「利用していない」「無回答」を除く）では、「介護保険サービス」が11.5%と最も多く、次いで「障害福祉サービス」が10.1%、「介護保険サービスと障害福祉サービス」が3.2%となっています。

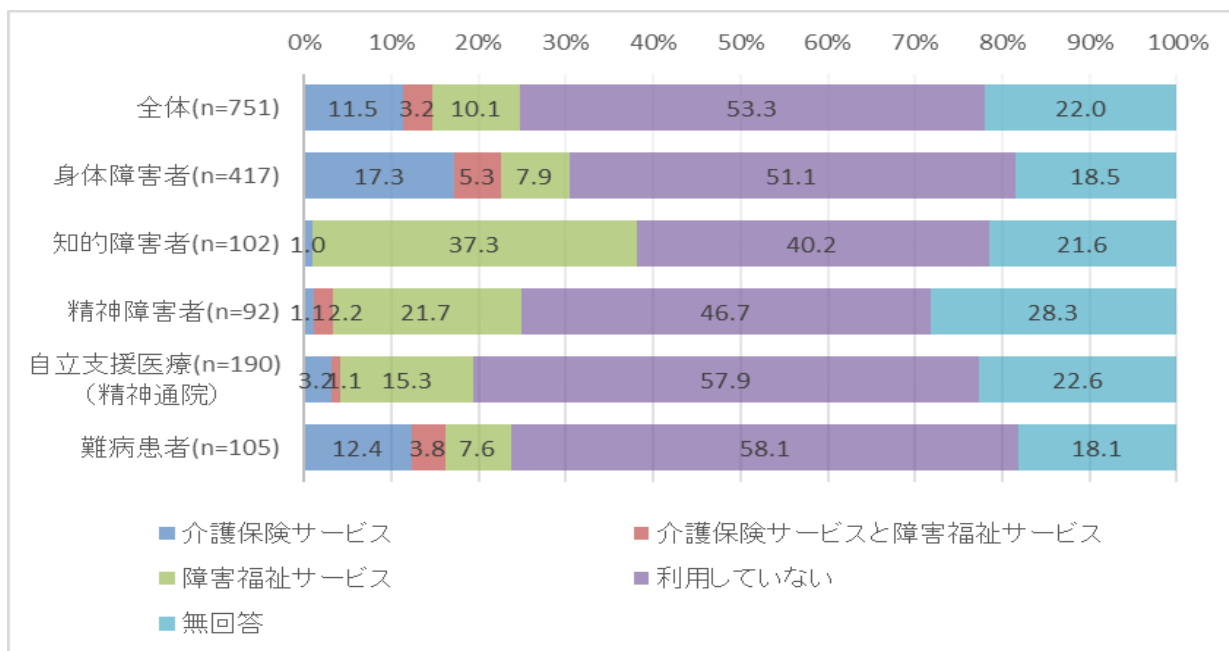
障害種別では、身体障害者は「介護保険サービス」が17.3%と最も多く、次いで「障害福祉サービス」が7.9%となっています。

知的障害者は「障害福祉サービス」が37.3%と最も多く、次いで「介護保険サービス」が1.0%となっています。

精神障害者は「障害福祉サービス」が21.7%と最も多く、次いで「介護保険サービスと障害福祉サービス」が1.1%となっています。

自立支援医療（精神通院）受給者は「障害福祉サービス」が15.3%と最も多く、次いで「介護保険サービス」が3.2%となっています。

難病患者は、「介護保険サービス」が12.4%と最も多く、次いで「障害福祉サービス」が7.6%となっています。



注 グラフ中の「(計: )」の表記は、有効回答者数です。22ページの回答者数と一致します。

### ⑤ 地域で生活するために必要なこと

地域で生活するための支援では、「経済的な負担が軽減される」が56.3%と最も多く、次いで「在宅で医療ケアなどが適切に利用できる」が50.6%、「必要な在宅サービスが適切に利用できる」が46.6%となっています。

障害種別では、身体障害者は「在宅で医療ケアなどが適切に利用できる」が56.8%と最も多く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できる」が50.1%となっています。

知的障害者は「相談体制が充実」が68.6%と最も多く、次いで「経済的な負担が軽減される」が67.6%となっています。

精神障害者は「経済的な負担が軽減される」が75.0%と最も多く、次いで「相談体制が充実」が58.4%となっています。

自立支援医療（精神通院）受給者は「経済的な負担が軽減される」が73.2%と最も多く、次いで「相談体制が充実」が58.4%となっています。

難病患者は「経済的な負担が軽減される」が55.2%と最も多く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できる」が53.3%となっています。

(単位：%)

	全体(n=751)	身体障害者(n=417)	知的障害者(n=102)	精神障害者(n=92)	自立支援医療(n=19)	難病患者(n=105)
在宅で医療ケアなどが適切に利用できる	50.6	56.8	44.1	37.0	41.1	51.4
相談体制が充実	44.2	35.7	68.6	56.5	58.4	35.2
必要な在宅サービスが適切に利用できる	46.6	50.1	45.1	35.9	40.5	53.3
生活訓練などが充実	19.7	16.8	37.3	19.6	21.6	14.3
経済的な負担が軽減される	56.3	47.0	67.6	75.0	73.2	55.2
地域の人の理解が高まる	25.0	15.8	52.9	41.3	37.4	16.2
情報の取得利用や意思疎通の支援が受けられる	26.1	21.3	36.3	38.0	35.8	18.1

注1 複数回答のため、比率の合計は100%を超過します。

2 グラフ中の「(計： )」の表記は、有効回答者数です。22ページの回答者数と一致します。

## ⑥ 障がい児が学ぶための環境として望ましいこと

障がい児が学ぶための環境に望ましいことは、全体では「障害に対する教師の理解を深める」が18.6%で最も多く、次いで「能力や障害に応じた指導の充実」が18.1%、「障害を理由としたいじめや不登校等の対応」が14.2%となっています。

障害種別でも同様の傾向がうかがえます。

(単位：%)

	全体(n=751)	身体障害者(n=417)	知的障害者(n=102)	精神障害者(n=92)	自立支援医療(n=190)	難病患者(n=105)
障害に対する教師の理解	18.6	33.6	57.8	52.2	57.4	36.2
能力や障害に応じた指導の充実	18.1	32.6	59.8	52.2	57.4	41.9
通常の学級への受け入れ	6.4	11.5	18.6	10.9	17.9	12.4
施設・設備・機材の充実	11.3	20.4	41.2	35.9	40.0	25.7
相談体制の充実	13.0	23.5	52.0	42.4	52.6	22.9
周りの子供との交流機会	10.9	19.7	35.3	25.0	30.5	25.7
放課後の活動場所整備	6.8	12.2	32.4	23.9	27.9	18.1
特別支援教育支援員やコーディネーターの増員	9.7	17.5	45.1	31.5	36.3	22.9
障害を理由としたいじめや不登校等の対応	14.2	25.7	48.0	50.0	52.6	28.6
療育指導が受けられる	7.3	13.2	46.1	31.5	37.4	20.0
医療的ケア(導尿、経管栄養、痰の吸引)が受けられる	9.9	17.7	28.4	28.3	36.3	25.7
その他	0.8	1.4	5.9	4.3	3.2	3.8

注1 複数回答のため、比率の合計は100%を超過します。

2 グラフ中の「(計： )」の表記は、有効回答者数です。22ページの回答者数と一致します。

### ⑦ 外出するときの手段

外出する際の主な交通手段は、全体では「自家用車（家族が運転）」が44.3%と最も多く、次いで「自家用車（自分で運転）」が42.5%、「徒歩」が35.7%となっています。

障害種別では、身体障害者は「自家用車（家族が運転）」が45.6%と最も多く、次いで「自家用車（自分で運転）」が40.8%、「徒歩」が30.5%となっています。

知的障害者は「自家用車（家族が運転）」が76.5%と最も多く、次いで「徒歩」が52.0%、「電車」が22.5%となっています。

精神障害者は「徒歩」が46.7%と最も多く、次いで「自家用車（自分で運転）」が39.1%、「自家用車（家族が運転）」が38.0%となっています。

自立支援医療（精神通院）受給者は「自家用車（自分で運転）」が54.7%と最も多く、次いで「徒歩」が41.6%、「自家用車（家族が運転）」が37.4%となっています。

難病患者は「自家用車（自分で運転）」が48.6%と最も多く、次いで「自家用車（家族が運転）」が40.0%、「徒歩」が26.7%となっています。

(単位：%)

	全体(n=751)	身体障害者(n=417)	知的障害者(n=102)	精神障害者(n=92)	自立支援医療(n=190)	難病患者(n=105)
徒歩	35.7	30.5	52.0	46.7	41.6	26.7
車イス	6.8	11.3	11.8	1.1	0.5	8.6
自転車	12.1	6.2	11.8	32.6	22.1	5.7
バイク	2.3	1.7	1.0	3.3	3.7	1.9
自家用車(自分で運転)	42.5	40.8	4.9	39.1	54.7	48.6
自家用車(家族が運転)	44.3	45.6	76.5	38.0	37.4	40.0
バス	8.1	5.3	10.8	18.5	14.2	4.8
電車	16.2	10.8	22.5	31.5	25.8	12.4
タクシー	6.8	9.1	4.9	7.6	3.2	5.7
デマンドタクシー「あいのりくん」	12.1	13.7	14.7	14.1	10.5	7.6
福祉有償運送(「はーとろーど」等)	1.5	2.2	2.0	2.2	0.5	1.0
施設や病院の送迎者	10.0	10.8	19.6	6.5	8.4	8.6
その他	1.9	1.4	4.9	3.3	2.6	1.9

注1 複数回答のため、比率の合計は100%を超過します。

2 グラフ中の「(計： )」の表記は、有効回答者数です。22ページの回答者数と一致します。

### ⑧ 外出時に困ることや不便に思うこと

外出の際に困ること、不便に思うことについては、全体では「建物・駅などの階段」が24.5%と最も多く、次いで「道路の段差や凸凹」が21.3%、「トイレ」が19.4%となっています。

障害種別では、身体障害者は「建物・駅などの階段」が33.3%と最も多く、次いで「道路の段差や凸凹」が28.5%、「トイレ」が21.6%となっています。

知的障害者は「トイレ」が27.5%と最も多く、次いで「建物・駅などの階段」が23.5%となっています。

精神障害者は「外出にお金がかかる」が35.9%と最も多く、次いで「発作や突然の身体の変化が心配」が22.8%となっています。

自立支援医療（精神通院）受給者は「外出にお金がかかる」が26.3%と最も多く、次いで「発作や突然の身体の変化が心配」が19.5%となっています。

難病患者は「トイレ」が32.4%と最も多く、次いで「建物・駅などの階段」が31.4%となっています。

(単位：%)

	全体(n=751)	身体障害者(n=417)	知的障害者(n=102)	精神障害者(n=92)	自立支援医療(n=190)	難病患者(n=105)
建物・駅などの階段、段差	24.5	33.3	23.5	13.0	11.1	31.4
道路の段差や凸凹	21.3	28.5	20.6	12.0	12.6	21.9
トイレ	19.4	21.6	27.5	17.4	13.2	32.4
歩道橋	7.5	10.6	5.9	5.4	3.2	13.3
放置自転車や看板などの障害物	3.9	4.1	2.0	5.4	4.2	5.7
公園歩道の信号の変わる早さ	8.1	10.1	5.9	5.4	6.8	8.6
標識や表示がわかりにくい	4.0	3.6	4.9	5.4	3.7	1.9
エレベーターやエスカレーターがない	11.1	14.6	10.8	6.5	5.3	18.1
電車に乗るのが大変	9.5	10.1	11.8	13.0	10.0	9.5
バスに乗るのが大変	9.1	9.1	10.8	15.2	10.0	13.3
点字ブロックがない	1.1	1.7	1.0	0.0	0.0	1.9
障害者用駐車場が少ない	12.9	19.9	12.7	4.3	3.7	17.1
介助者が確保できない	3.3	3.8	6.9	4.3	2.6	4.8
外出にお金がかかる	12.5	7.0	11.8	35.9	26.3	11.4
周囲の目が気になる	7.6	3.6	19.6	21.7	17.4	3.8
発作や突然の身体の変化が心配	12.8	11.8	19.6	22.8	19.5	12.4
その他	3.6	3.1	4.9	3.3	3.2	4.8

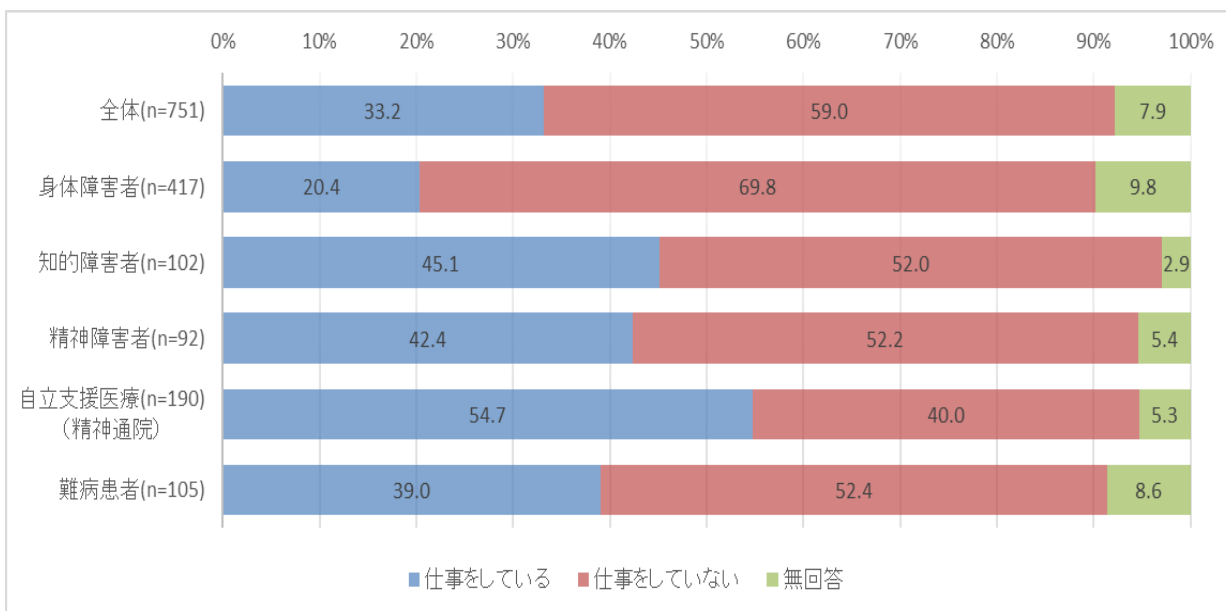
注1 複数回答のため、比率の合計は100%を超過します。

2 グラフ中の「(計： )」の表記は、有効回答者数です。22ページの回答者数と一致します。

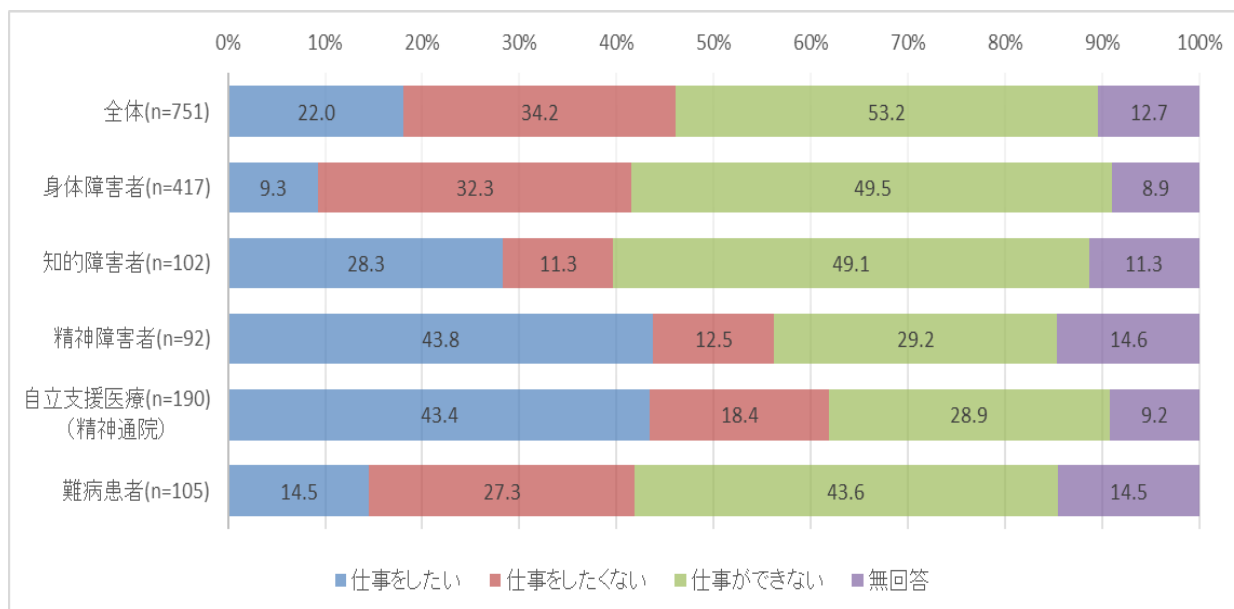
### ⑨ 就労状況及び今後の就労意向

就労の状況は、全体では「仕事をしている」が33.2%、「仕事をしていない」が59.0%となっています。今後、収入を得る仕事をしたいと思うか尋ねたところ、全体では「仕事をしたい」が22.0%、「仕事をしたくない」が34.2%、「仕事ができない」が53.2%、「無回答」が12.7%となっています。

#### 【就労状況について】



#### 【今後の就労意向について】



注 グラフ中の「(計: )」の表記は、有効回答者数です。「就労状況」では、22ページの回答者数と一致しますが、「今後の就労意向」では、無回答を除いているため値が異なります。「今後の就労意向」グラフ中の「無回答」は、障がい種別のみ無回答で意向は回答している人を指します。

⑩ 就労支援として必要だと思うこと

障害者の就労支援で必要なことでは、全体では「本人の能力に合った仕事」が38.5%と最も多く、次いで「職場での障害者への理解」が37.7%、「通勤手段の確保」が35.2%となっています。

障害種別では、身体障害者は「職場での障害者への理解」が29.5%と最も多く、次いで「通勤手段の確保」が28.8%、「本人の能力に合った仕事」が27.1%となっています。

知的障害者は「本人の能力に合った仕事」が56.9%と最も多く、次いで「通勤手段の確保」が52.9%、「職場での障害者への理解」が51.0%となっています。

精神障害者は「体調にあった勤務体制」が58.7%と最も多く、次いで「短時間勤務や勤務日数の配慮」が55.4%、「職場での障害者への理解」が52.2%となっています。

自立支援医療（精神通院）受給者は「本人の能力に合った仕事」が57.4%と最も多く、次いで「体調にあった勤務体制」が56.3%、「短時間勤務や勤務日数の配慮」が50.5%となっています。

難病患者は「職場での障害者への理解」が35.2%と最も多く、次いで「本人の能力に合った仕事」が33.3%となっています。

(単位：%)

	全体(n=751)	身体障害者(n=417)	知的障害者(n=102)	精神障害者(n=92)	自立支援医療(n=190)	難病患者(n=105)
通勤手段の確保	35.2	28.8	52.9	42.4	46.8	35.2
勤務場所のバリアフリー化	25.7	24.5	23.5	27.2	30.0	27.6
短時間勤務や勤務日数の配慮	31.7	24.2	35.3	55.4	50.5	24.8
在宅勤務	24.1	19.9	17.6	38.0	34.7	21.0
就労後のフォロー、職場と支援機関の連携	23.7	14.6	39.2	45.7	38.4	16.2
企業のニーズに合った就労訓練	16.2	9.1	20.6	31.5	25.8	15.2
職場外での相談対応、支援	19.8	11.8	32.4	38.0	35.8	11.4
職場での理解	37.7	29.5	51.0	52.2	49.5	35.2
職場での介助や援助	18.5	14.1	32.4	25.0	22.1	15.2
体調に合った勤務体制	31.2	21.6	35.3	58.7	56.3	26.7
本人の能力に合った仕事	38.5	27.1	56.9	52.2	57.4	33.3
福祉的就労の場の拡充	17.3	12.2	36.3	23.9	23.7	14.3
就職支援	20.1	11.8	26.5	35.9	32.1	13.3
その他	2.5	1.2	2.0	5.4	3.2	3.8

注1 複数回答のため、比率の合計は100%を超過します。

2 グラフ中の「(計： )」の表記は、有効回答者数です。22ページの回答者数と一致します。

また、就労状況及び就労意向別でみると、「仕事をしている」と回答した人では、「職場の障がい者への理解」の割合が最も高く、次いで「本人の能力に合った仕事」、「通勤手段の確保」と続きます。

また、就労状況及び州路意向別でみると、「仕事をしていない」と回答した人の中で「仕事をしたい」と回答した人は、「本人の能力に合った仕事」が最も高く、次いで「職場での障がい者への理解」、「体調にあった勤務体制」と続いています。

(単位：％)

	全体(n=751)	仕事をしている (計:249)	仕事をしていない(計:443)		
			仕事をしたい (計:80)	仕事をしたくない (計:124)	仕事ができない (計:193)
通勤手段の確保	10.3	10.4	10.1	7.2	11.6
勤務場所のバリアフリー化	25.7	34.5	23.3	26.3	22.6
短時間勤務や勤務日数の配慮	31.7	35.7	32.5	58.8	29.8
在宅勤務	24.1	29.7	23.7	33.8	21.8
就労後のフォロー、職場と支援機関の連携	23.7	32.5	21.4	45.0	12.1
企業のニーズに合った就労訓練	16.2	23.7	14.0	28.8	13.7
職場外での相談対応、支援	19.8	25.3	19.2	41.3	14.5
職場での理解	37.7	49.0	35.7	65.0	26.6
職場での介助や援助	18.5	19.3	20.3	33.8	18.5
体調に合った勤務体制	31.2	42.6	28.0	52.5	22.6
本人の能力に合った仕事	38.5	50.2	36.1	66.3	40.3
福祉的就労の場の拡充	17.3	19.7	17.8	28.8	12.9
就職支援	20.1	28.5	18.1	42.5	15.3
その他	2.5	2.8	2.7	6.3	1.6

注1 複数回答のため、比率の合計は100%を超過します。

2 グラフ中の「(計: )」の表記は、有効回答者数です。仕事をしているかどうかに関する無回答者については、「全体」にのみ反映しているため、「仕事をしている」及び「仕事をしていない」の合計と一致しません。また、「仕事をしていない」人の今後の意向についても、無回答の場合があるため合計と内訳は異なります。(グラフ中の「無回答」は、就労支援として必要だと思うことについては無回答で、仕事をしているかどうかや今後の意向については回答している人を指します。)



⑪ 相談したいと思うこと

相談したいこと（「特になし」を除く）は、全体では「健康や治療に関すること」が22.0%と最も多く、次いで「生活費などの金銭的なこと」が14.2%、「福祉サービスに関すること」が10.3%となっています。

障害種別では、身体障害者は「健康や治療に関すること」が18.7%と最も多く、次いで「介助や介護に関すること」が10.3%となっています。

知的障害者は「健康や治療に関すること」、「福祉サービスに関すること」がいずれも23.5%と最も多くなっています。

精神障害者は「健康や治療に関すること」、「生活費などの金銭的なこと」が41.3%と最も多く、次いで「仕事や就労に関すること」が35.9%となっています。

自立支援医療（精神通院）受給者は「健康や治療に関すること」が33.7%と最も多く、次いで「生活費などの金銭的なこと」が32.1%となっています。

難病患者は「健康や治療に関すること」が22.9%と最も多く、次いで「介助や介護に関すること」が12.4%となっています。

（単位：％）

	全体(n=751)	身体障害者(n=417)	知的障害者(n=102)	精神障害者(n=92)	自立支援医療(n=190)	難病患者(n=105)
健康や治療に関すること	22.0	18.7	23.5	41.3	33.7	22.9
生活費などの金銭的なこと	14.2	7.7	13.7	41.3	32.1	8.6
介助や介護に関すること	8.7	10.3	10.8	6.5	4.7	12.4
家族に関すること	6.0	3.8	3.9	18.5	14.7	2.9
家事に関すること	6.7	3.8	7.8	18.5	13.7	5.7
住まいに関すること	5.1	3.8	2.9	14.1	8.9	5.7
外出や移動に関すること	6.0	6.5	9.8	9.8	6.3	1.9
就学や進学に関すること	3.2	1.7	11.8	3.3	4.2	3.8
仕事や就職に関すること	9.6	2.4	13.7	35.9	26.8	1.9
福祉サービスに関すること	10.3	9.6	23.5	21.7	14.7	5.7
恋愛や結婚に関すること	3.6	1.7	6.9	9.8	8.4	1.9
緊急時や災害に関すること	9.3	8.9	11.8	14.1	10.5	6.7
家族や地域との関係に関すること	2.4	1.0	4.9	8.7	5.8	1.9
特になし	38.1	40.0	36.3	20.7	26.8	42.9
その他	1.6	1.2	2.0	3.3	2.6	1.0

注1 複数回答のため、比率の合計は100%を超過します。

2 グラフ中の「(計： )」の表記は、有効回答者数です。22ページの回答者数と一致します。

⑫ 障がいのことや福祉サービス等の情報を知る方法

福祉サービス等に関する情報の入手先では、「行政機関の広報誌」が41.8%と最も多く、次いで「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が28.4%、「家族や親せき、友人・知人」が24.2%となっています。

障害種別では、身体障害者は「行政機関の広報誌」が42.4%と最も多く、次いで「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が31.4%、「家族や親せき、友人・知人」が26.6%となっています。

知的障害者は「行政機関の広報誌」、「家族や親せき、友人・知人」が33.3%と最も多く、次いで「サービス事業所の人、施設職員」が27.5%となっています。

精神障害者は「行政機関の広報誌」が43.5%と最も多く、「インターネット」が34.8%、「かかりつけの医師や看護師」が29.3%となっています。

自立支援医療（精神通院）受給者は「行政機関の広報誌」が42.6%と最も多く、次いで「インターネット」が36.3%、「かかりつけの医師や看護師」が31.6%となっています。

難病患者は「行政機関の広報誌」が42.9%と最も多く、次いで「インターネット」が30.5%、「かかりつけの医師や看護師」が23.8%となっています。

(単位：%)

	全体(n=751)	身体障害者(n=417)	知的障害者(n=102)	精神障害者(n=92)	自立支援医療(n=190)	難病患者(n=105)
本、雑誌、テレビ、ラジオ	28.4	31.4	17.6	23.9	26.8	22.9
行政機関の広報誌	41.8	42.4	33.3	43.5	42.6	42.9
インターネット	20.5	13.2	17.6	34.8	36.3	30.5
家族や親せき、友人	24.2	26.6	33.3	17.4	19.5	15.2
サービス事業所の人、施設職員	10.9	9.8	27.5	12.0	12.6	7.6
障害者団体や家族会	3.2	3.1	9.8	2.2	4.2	4.8
かかりつけ医師や看護師	20.6	18.2	16.7	29.3	31.6	23.8
病院のケースワーカー、介護保険のケアマネ	12.6	14.4	11.8	16.3	12.6	20.0
民生委員児童委員	2.0	2.6	0.0	1.1	1.6	1.0
通園施設や保育所、幼稚園、学校の先生	1.2	1.0	3.9	1.1	1.1	1.0
相談支援事業所等の民間の相談員	4.5	2.6	16.7	7.6	6.3	1.0
行政機関の相談窓口	8.1	6.5	11.8	12.0	13.2	3.8
その他	1.5	0.7	2.0	3.3	3.2	0.0

注1 複数回答のため、比率の合計は100%を超過します。

2 グラフ中の「(計： )」の表記は、有効回答者数です。22ページの回答者数と一致します。

### ③ 差別や嫌な思いの経験

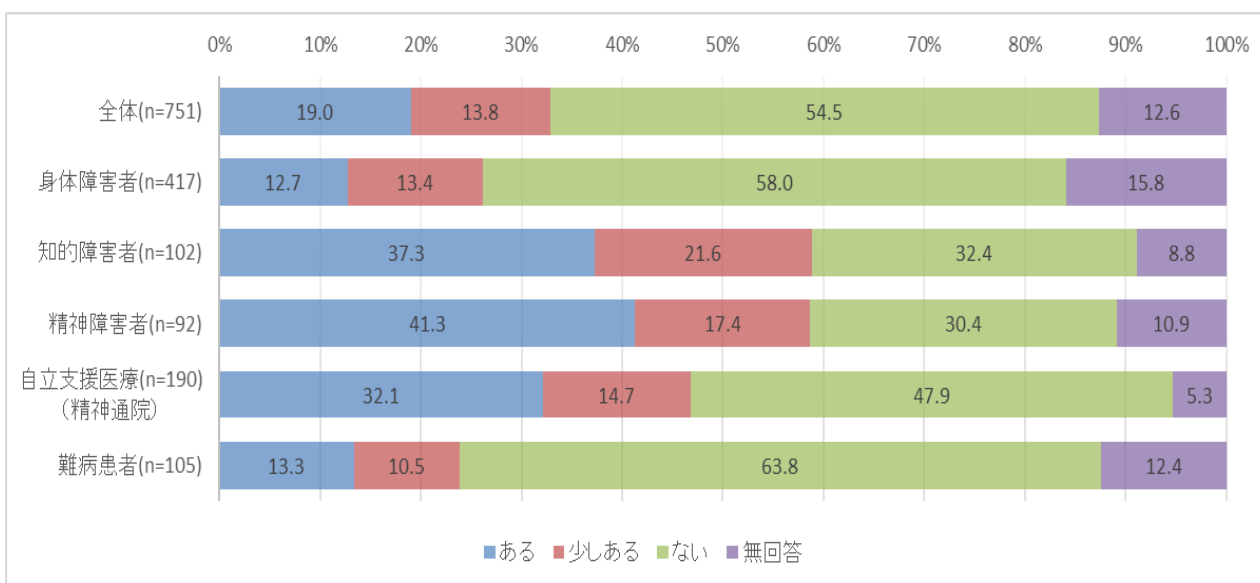
障害があることで差別や嫌な思いをする（した）ことについては、全体では「ない」が54.5%と最も多く、「ある」が19.0%、「少しある」が13.8%となっています。障害種別では、身体障害者は「ない」が58.0%と最も多くなっています。

知的障害者は「ある」が37.7%と最も多くなっています。

精神障害者は「ある」が41.3%と最も多くなっています。

自立支援医療（精神通院）受給者は「ない」が47.9%と最も多くなっています。

難病患者は「ない」が63.8%と最も多くなっています。



注1 グラフ中の「(計: )」の表記は、有効回答者数です。22ページの回答者数と一致します。

2 グラフ中の「無回答」は、障がい種別のみ無回答で、差別や嫌な思いの経験については回答している人を指します。

#### ⑭ 差別や嫌な思いを経験した場所

差別や嫌な思いをした場所については、「学校・仕事場」26.0%と最も多く、次いで「外出先」が22.5%、「求職時」が14.1%となっています。

障害種別では、身体障害者は「外出先」が34.7%と最も多く、次いで「学校・仕事場」が20.5%となっています。

知的障害者は「学校・仕事場」が30.4%と最も多く、次いで「外出先」が23.5%となっています。

精神障害者は「学校・仕事場」が25.4%と最も多く、次いで「求職時」が17.7%となっています。

自立支援医療（精神通院）受給者は「学校・仕事場」が28.1%と最も多く、次いで「求職時」が16.6%、となっています。

難病患者は「学校・仕事場」が28.6%と最も多く、次いで「求職時」が20.0%となっています。

(単位：%)

	全体(n=751)	身体障害者(n=417)	知的障害者(n=102)	精神障害者(n=92)	自立支援医療(n=190)	難病患者(n=105)
学校・仕事場	26.0	20.5	30.4	25.4	28.1	28.6
求職時	14.1	10.2	9.6	17.7	16.6	20.0
外出先	22.5	34.7	23.5	13.8	13.6	14.3
病院や医療機関	8.4	10.2	5.2	7.7	7.5	11.4
住んでいる地域	10.4	9.7	12.2	12.3	11.1	11.4
家庭	7.8	5.7	7.8	10.8	10.6	8.6
休日や自由な時間	8.7	8.5	9.6	8.5	9.5	5.7
その他	2.2	0.6	1.7	3.8	3.0	0.0

注1 グラフ中の「(計： )」の表記は、有効回答者数です。前ページの⑬で差別や嫌な思いの経験が「ある」又は「少しある」と回答した人と一致します。(重複障がいの方は、それぞれの障がいでカウントしているため、「全体」の値と、障がい別の値の合計は一致しません。)

2 グラフ中の「無回答」は、「ある」又は「少しある」と回答しているものの、本質問において回答がなかった場合を指します。

⑮ 火事や災害時に困ること

災害時に特に困ることについては、「必要な情報が入らない」が40.1%と最も多く、次いで「食料や水の確保」が38.6%、「薬の確保ができない、確保しにくい」が37.8%となっています。

障害種別では、身体障害者は「必要な情報が入らない」が35.3%と最も多く、次いで「食料や水の確保」が34.5%となっています。

知的障害者は「必要な情報が入らない」が44.1%と最も多く、次いで「食料や水の確保」が41.2%、「避難所に行けない、行きにくい」が37.3%、「避難所に居にくい」が34.3%となっています。

(単位：%)

	全体(n=751)	身体障害者(n=417)	知的障害者(n=102)	精神障害者(n=92)	自立支援医療(n=190)	難病患者(n=105)
必要な情報が入らない	40.1	35.3	44.1	45.7	48.9	37.1
在宅酸素等の医療が受けられない	3.3	5.8	2.9	0.0	0.0	3.8
病院への通院手段がない	24.6	23.5	24.5	34.8	31.6	25.7
薬が確保できない、確保しにくい	37.8	33.8	29.4	44.6	48.4	49.5
ストマ器具などの備蓄がない	3.9	6.7	1.0	0.0	0.0	3.8
避難所がバリアフリー化されてない	4.4	6.5	7.8	4.3	2.6	7.6
避難所に行けない、行きにくい	25.0	27.3	37.3	23.9	18.4	25.7
避難所に居にくい	20.9	18.0	34.3	40.2	25.8	21.0
食料や水の確保がない	38.6	34.5	41.2	43.5	49.5	38.1
ガソリンの確保がない	25.3	22.5	11.8	26.1	37.9	25.7
その他	3.5	3.4	3.9	5.4	3.2	3.8

注1 複数回答のため、比率の合計は100%を超過します。

2 グラフ中の「(計： )」の表記は、有効回答者数です。22ページの回答者数と一致します。

## ⑩ 今後重要だと思ふ福祉施策

障害福祉を充実させるために東海村が特に力を入れていく必要があることについては、全体で「介護サービスの充実」が54.7%と最も多く、次いで「相談窓口の充実、手話コミュニケーション支援」が46.6%、「入所・通所等社会福祉施設の充実」が36.2%となっています。

障害種別では、身体障害者は「介護サービスの充実」が60.4%と最も多く、次いで「相談窓口の充実、手話コミュニケーション支援」が39.8%、「入所・通所等社会福祉施設の充実」が36.7%となっています。

知的障害者は「介護サービスの充実」が58.8%と最も多く、次いで「入所・通所等社会福祉施設の充実」、「相談窓口の充実、手話コミュニケーション支援」が56.9%となっています。

精神障害者は「能力に応じた職業訓練及び職業実習、施設外就労・施設外支援先の確保」が56.5%と最も多く、次いで「相談窓口の充実、手話コミュニケーション支援」が55.4%、「啓発、広報活動、交流」が47.8%となっています。

自立支援医療（精神通院）受給者は「相談窓口の充実、手話コミュニケーション支援」が62.1%と最も多く、次いで「能力に応じた職業訓練及び職業実習、施設外就労・施設外支援先の確保」が48.9%、「介護サービスの充実」が45.8%となっています。

難病患者は「介護サービスの充実」が49.5%と最も多く、次いで「相談窓口の充実、手話コミュニケーション支援」が39.0%、「入所・通所等社会福祉施設の充実」が37.1%となっています。

(単位：%)

	全体(n=751)	身体障害者(n=417)	知的障害者(n=102)	精神障害者(n=92)	自立支援医療(n=190)	難病患者(n=105)
介護サービスの充実	54.7	60.4	58.8	43.5	45.8	49.5
入所・通所等社会福祉施設の充実	36.2	36.7	56.9	27.2	33.2	37.1
相談窓口の充実、手話コミュニケーション支援	46.6	39.8	56.9	55.4	62.1	39.0
能力に応じた職業訓練及び職業実習、施設外就労・施設外支援先の確保	26.0	12.2	44.1	56.5	48.9	15.2
村内企業、公共機関の障害者雇用の促進	21.0	12.7	28.4	44.6	32.6	17.1
建築物、道路などの生活環境の整備	28.4	27.8	43.1	29.3	33.2	20.0
障害者に適した受託の確保、公共賃貸住宅	24.5	18.9	42.2	34.8	32.1	25.7
交通・移動手段の確保	34.8	32.4	39.2	42.4	41.1	30.5
医療費の軽減、障害の早期予防	32.8	28.3	37.3	37.0	41.1	33.3
障害児に対する教育、療育の充実	20.0	12.2	43.1	22.8	25.8	20.0
啓発、広報活動、交流	28.2	20.1	47.1	47.8	44.7	16.2
スポーツ、文化、レクリエーションなどの促進	15.4	11.8	28.4	18.5	21.6	9.5
当事者や家族へのカウンセリングの充実	20.2	11.8	35.3	35.9	33.7	19.0
ピアカウンセリングの充実	17.2	11.3	29.4	33.7	27.9	14.3
その他	2.7	1.9	2.0	3.3	3.2	4.8

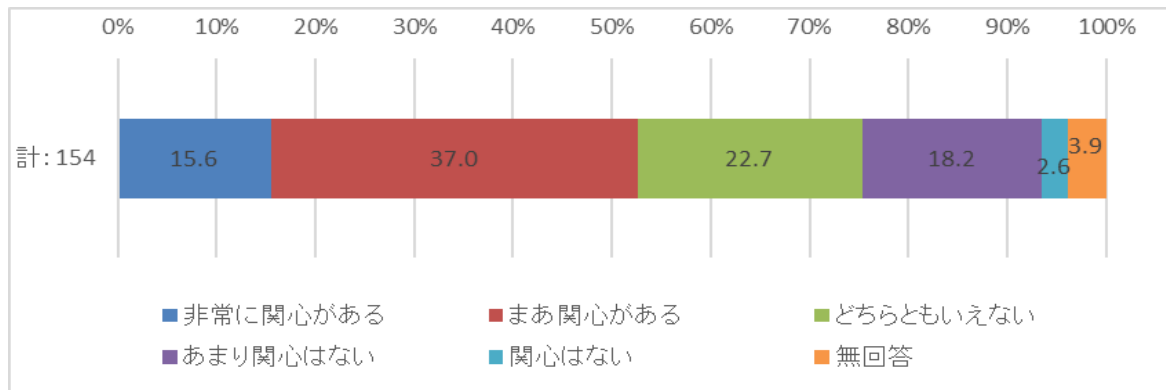
注1 複数回答のため、比率の合計は100%を超過します。

2 グラフ中の「(計： )」の表記は、有効回答者数です。22ページの回答者数と一致します。

### (3) 村民アンケート調査結果

#### ①福祉に関する関心度

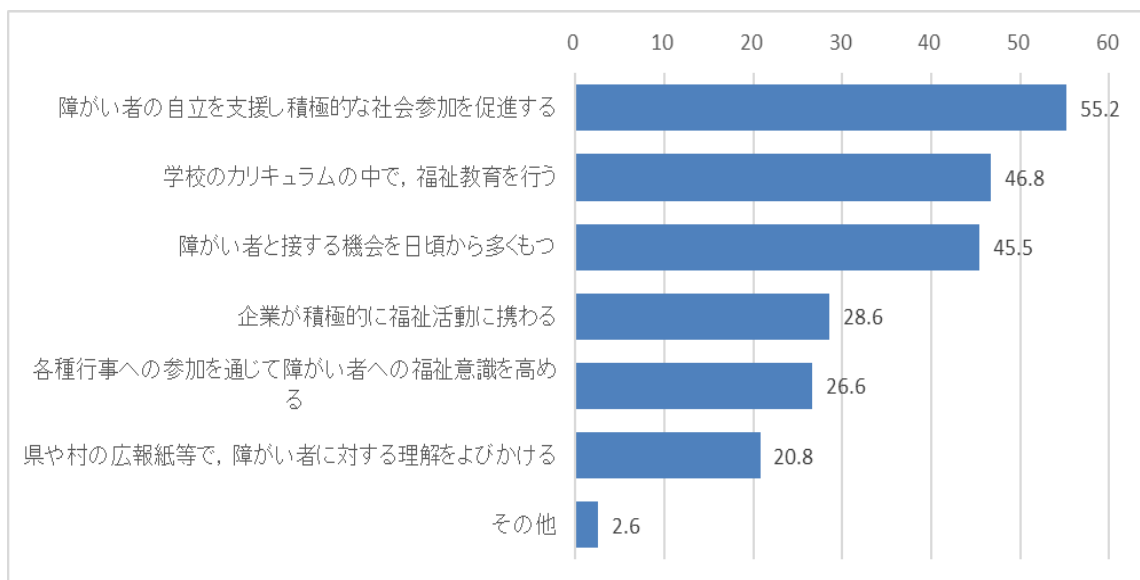
障害者の福祉や施策などに関心を持っているかに関して、「まあ関心がある」が37.0%と最も多く、次いで「どちらともいえない」が22.7%となっています。



#### ②障がいのある方に対する村民の理解を深めるために必要なこと

障害者への村民の理解を深めるために何が必要かでは、「障害者の自立を支援し積極的な社会参加を促進する」が55.2%と最も多く、次いで「学校のカリキュラムの中で、福祉教育を行う」が46.8%、「障害者と接する機会を日頃から多くもつ」が45.5%となっています。

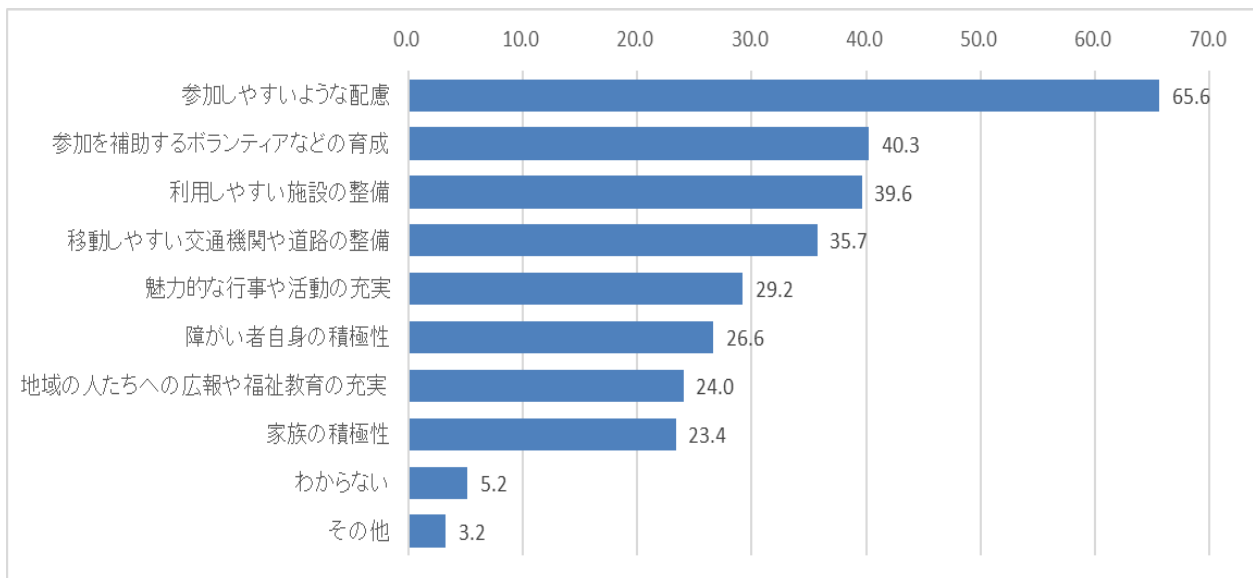
(単位：%)



### ③障がい者が地域や社会に積極的に参加していくために大切なこと

障がいのある人が地域や社会に積極的に参加していくためには、どのようなことが大切だと思うか尋ねたところ、「参加しやすいような配慮」が65.6%と最も高く、次いで「参加を補助するボランティアなどの育成」が40.3%、「利用しやすい施設の整備」が39.6%、「移動しやすい交通機関や道路の整備」が35.7%となっています。

(単位：%)





#### ④今後重要だと思う福祉施策

障害者に特に必要な福祉政策については「障害者の就労支援や雇用の拡大」が50.6%と最も多く、次いで「障害者の福祉サービスの充実」が48.1%、「医療やリハビリテーションの充実」が46.8%、「道路や交通機関などのバリアフリーのまちづくりの推進」が46.1%となっています。

(単位：%)

